

大阪商業大学学術情報リポジトリ

コンドルセの初期経済思想

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2018-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森岡, 邦泰, MORIOKA, Kuniyasu メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/546

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



コンドルセの初期経済思想

森 岡 邦 泰

- 1．はじめに
- 2．背景
- 3．コンドルセ
- 4．ネッケル
- 5．結び

1．はじめに

本稿は、コンドルセの穀物問題に関する初期経済思想について考察することを課題としている。これまで、この問題は、チュルゴーやネッケルとのかかわりあい、しばしば言及されたが、その中身を十分検討したものが管見の限り、見当たらないように思われるからである。そこで本稿では、その背景を含めて多面的に考察していきたいと考える。

2．背景

人々が常に飢饉の恐怖に直面していた前工業社会において食糧政策は、最も重要な統治の課題であった。そこで、ヨーロッパでは18世紀に食糧の売買について、どこでも似たような規制が行われていた。これはその起源は中世都市にまでさかのぼるが、たとえば、モラル・エコノミーの概念を掲げたトンプソンのあげる18世紀イギリスでは次のようである。農民は穀物を畑にある時に売ってはいけない、値上がりを待って、穀物を売らずにいてはいけない、市場では決められた時間の前に売ってはいけない、鐘が鳴ると、貧民が小麦粉、肉を、適切に監督された度量衡で、少量ずつ買う機会を持たなければならない (Thompson, 193)。

いくらかの時間で彼らの必要が満たされると、第二の鐘が鳴り、認可を得た大口の業者が購入する。業者には、先買い、買い占め、独占などに対してエドワード6世の法令で多くの規制がかかっていた。彼らは畑にある状態で穀物を買ってはいけないし、それを3ヶ月以内に同じ市場あるいは近隣の市場で利益を得て転売してもいけない (Thompson, 194)¹⁾。スミスも『国富論』の中で、このエドワード6世の条例を紹介している (スミスⅡ、239)²⁾。

18世紀のフランスにおいても同様に、穀物は公共の市場でしか売ることができない。生産

者は、穀物を自分の穀物倉庫で売ることができないだけでなく、そこに保管することさえ一定の期間しかできない。穀物を市場へ持って行った生産者は、それを持ち帰ることはできない。市場が開くと、まず個人に優先して売らねばならず、その後で、初めて商人とパン屋が買うことができる（フォール、上、362）。

アンシャン・レジーム期のフランスにおいて、食糧を民衆に安定供給することは、国王の義務と、国王側も民衆側も考えていた。国王は人民の父親的存在で、臣下の生存を守る義務があると考えられたし、民衆の側も、国王の介入を当てにしていた（Kaplan, 5）。これはシャルルマーニュ（カール大帝、チャールズ大帝）までさかのぼると当時の識者は考えていた。絶対王政の理論家の Bossuet も、生存を確保する国王の責任こそが、王の臣下に対する要求の基礎だと述べた（Kaplan, 6）。ルイ14世も1660年代初めの飢饉の時、多額の資金を投じて穀物輸入をしたし、「余は臣下に対して、本当の家族の父親として立ち現れた。家に食糧を供給し、子供や召使に等しく食べ物を分け与えるものとして」と述べた（Kaplan, 6）。

こういう政策は、行政（ポリス）の重要な要素で、国王の家父長制と社会統制の政策は同じ硬貨の二つの面であった（Kaplan, 5）。18世紀の地方長官 Bertier de Sauvigny の言葉によれば、秩序に「必要な条件は、人々に食糧を供給すること、それなくしては、人々を押しとどめる法も力もない」（Kaplan, 4 に引用）。食糧供給が良きポリスの要素であることを疑った者はほとんどいない（Kaplan, 10）。規制によって飢饉と価格高騰と防ぎ、規則を破った耕作者や商人を罰した。彼らは法の名のもとに、隠匿された食糧を追求した。意図的に消費から引き揚げさせたと信じていたのである（Kaplan, 11）。というのも、フランスは国民に十分食糧をまかなえる国であるという前提があったからである。ある者は、耕作に適したフランスの土地は、必要な穀物の3分の1から2分の1ほど多く産出すると考えていたし、別の者は、3倍を算出し、凶作年でも人々の必要をまかなえると考えていた（Kaplan, 10）。だから特別な天候不順もなく食糧不足が生じるとすれば、それは誰かが買い占めしたために違いないというわけである。ポリスは政府が人々の生存を保障する手段であった（Kaplan, 11）。

しかしやがて、重農主義とアダム・スミスの政治経済学によって³⁾、経済的自由主義が知識人、官僚層の中で台頭してくる。18世紀の食糧暴動は、こうした背景のもとで起こってく

1) ドイツのベルリンでは市庁舎に旗をかけることによって、一般消費者が購入する時間帯と業者の購入時間帯を分けていたようである（山根、15）。

2) 穀類を転売する意思を持って買う者は不当な買い占め人とみなされ、初犯の場合は2ヶ月の投獄、およびその穀物の価値相当分の罰金、再犯の場合は6ヶ月の投獄および価値の2倍の罰金、3犯においては曝しの刑に処して、国王の随意の期間だけ投獄し、加えて所有する動産の一切を没収する。

3) 『国富論』第4篇第5章「穀物貿易および穀物法にかんする余論」におけるスミスの議論には、正しくないとと思われる点が多々ある。たとえば、スミスによれば、国内取引商が、穀価を穀物不足の実情に応じて引き上げることは、彼らの利益であるが、それ以上引き上げても彼らの利益にならない。翌年の新穀が入り始めても旧穀が残っていると、投げ売りしなければならなくなるからだ。穀価の上昇は、人々を、とりわけ下層の人々を節約させ、消費を著しく抑え、翌年の新穀が入ってくるまで人々の生をつなぐであろう。だから大凶作の年にさえ、国内取引商と国民大衆の利害は、まったく一致しているという（スミスⅡ、233）。これは食糧という特別な商品の性質を完全に見落としている。贅沢品などとは違い、食糧は、毎日生存のために購入しなければならないものである。とりわけ下層民衆はその日暮らしをしているから、穀物価格が上がったからといって、スミスの言うように、家政のやりくりを工夫して節約し、消費を抑えることなどできない。とても翌年の新穀が出るまで待てないのである。穀物価格の高い時には、農民

る。チュルゴー改革も、通常、経済的自由主義の改革として知られる。

チュルゴー改革で最初にとられた政策は、王国内の穀物取引の自由で、1774年9月13日の勅令で認められた（Grange, 25）。それから数か月後に、ネッケルは『穀物についての立法と取引』（1775年）*Sur législation et la commerce des grains* を出版し、そこで介入主義の立場を支持し、臣民の幸福のために不可欠な規制を自由に対してもたらすことが国家の権利であり義務であるとした（Grange, 25）。しかし1775年には小麦粉戦争が起こり、チュルゴーの立場は悪くなった。

こういう状況の下でコンドルセは、チュルゴーと経済的自由主義を擁護するために、パンフレットを書いた。コンドルセの標的はネッケルで、ネッケルが穀物取引の自由に反対する立場を表明したところの『穀物についての立法と取引』（1775年）は、1775年5月のパリの食糧暴動と時期を合わせて出て、小麦粉戦争を悪化させたかのように多くの人に受け取

の一家の一週間の稼ぎの半分以上がパンに費やされたという研究もある（Thompson, 193）。つまり食糧は価格弾力性の低い商品なのである。だから商人のほうは買い占めによる価格上昇を期待できるのだし、マルサスの人口原理によって常に飢餓線上にさまよう危険のあった民衆は、買い占めを憎み、暴動を起こしたのである。スミスは食糧の消費を自由自在に加減できるかのように思っているようで、穀物商が不足を見込んで買い込んだ場合、それさえも国民大衆を害するどころか重要な貢献をしたという。なぜなら買い占めによって早めに欠乏を人々に感じさせるので、人々が買い占めをしない場合の安い値段につられて穀物を早く消費してしまうことのないように、欠乏に見合うだけに平均化して減らすことになる、しかも穀物商人は自分の利益から、できるだけ正確にそうなるように工夫するという（スミスⅡ、248-9）。しかしこれははなはだ疑わしい。穀物商人が、自分の利益から、不足気味の食糧を新穀が出るまでの全期間にわたって、均等に消費できるよう配分するとは、到底信じがたい。市場のその時の状況で競売の原理と同じく、上げられるだけ上げて販売しようとするだろう。後で触れるネッケルの議論のほうが正しいように思われる。しかもその日暮らしをしている民衆にとって食糧の消費量は可変的ではないのである。

これはスミスの言う、不合理な「通俗的偏見」の第二ものだが（スミスⅡ、248）。第一の偏見のほうも疑問がある。スミスは、穀物規制条例が、国内取引商が穀物を買ひ占めて値を吊り上げることが可能だと想定していることが誤りだという。なぜなら取引商の数も多いし、彼らが連携するのは無理だから、それは不可能だというのがその理由だが、果たしてそうだろうか。食糧暴動の例から見ても、全国的穀物市場の話ではなく、局地的な市場が問題になっている。大体人が徒歩で一日で行動できる範囲内の人が集まり、暴動を起こし、その地での価格が問題となっている。スミスは穀物の輸送が完備した全国的市場を想定した上での議論をしており、スミスのいう通りかどうかは、経済史上の研究を要する。

また天候不順による真の不足についても、それは度を過ぎた旱魃か降雨のせいであり、国の一部でそうなくても、ほかの地方で余分に作られた分で補えるので、穀物取引が自由なら不足を緩和できるというが（スミスⅡ、237-8）。実際は一国全体が天候不順に襲われることもある。

次に農業者と消費者の間に穀物商が介在することを禁じた法律について、これは、農業者に穀物商の業務を兼任させるのもので、たとえば農業者と穀物商の利潤がそれぞれ10%あったとすれば、農業者が直接販売した場合、その利潤を20%にしないと引き合わないといい、要するに一つの業務のようにしたように見えて実は二つの業務だからというが（スミスⅡ、240-4）。これはいわゆる中間マージンあるいは流通コストの問題で、そうなるかははなはだ疑問である。一般的には、中間業者が減れば、流通コストが下がるのが普通である。従って、国内取引商は、農業者が全資本を農業に使用できるようにすることによって、穀物生産に寄与するという議論（スミスⅡ、245-6）も極めて疑わしい。

また卸売業者は製造業者に直ちに売れる市場を提供し、製品ができるやいなや、時には出来上がる前に買い上げて、製造業者が全資本を製造に投下しておくことを可能にする。その卸売業者と同じ役割を穀物商が農業者に対して果たすというが（スミスⅡ、245-6）。これは正しいだろうか。流通業者と生産業者との力関係は、その時々や業種によってさまざまだろうが、一般に流通業者が大手で生産業者が小規模経営の場合、流通業者が支配することが多く、生産業者は買いたたかれることがある。それにスミスは、そもそも卸売業者がまるで製品をすぐ全部買い付けるかのように書いているが、卸売業者は製品が売れそうかどうか、消費市場の動向を見ながら買い付けるので、「直ちに売れる市場」を提供などしないだろう。

なお、これ以上、疑問点についてはここでは詳述しないが、竹本洋2005第1章第2節（41ページ以下）には、本稿で述べたのとは別の疑問点が指摘されている。また音無1998も参照。果たしてスミスのこの議論が、ホント、イグナチエフの言うように、グロチウス以来の正義論の系譜に属するものかどうかは、今後検討してゆきたい。

られた (Williams, 19)。コンドルセは、チュルゴー改革を擁護するために、ネッケルの本を攻撃したのである (Baker, 25)。

コンドルセをはじめ、チュルゴーを取り巻く人々は、この食糧暴動が反チュルゴー派の陰謀であると考えた。チュルゴーは、暴動の弾圧の必要性を主張しているが、最近の研究はこの暴動が何らかの陰謀によるものだという証拠はなく、自発的なものだとしている (Baker, 61)。にもかかわらず、コンドルセは、自由貿易を否定するネッケルをスケープゴートにした。ネッケルの『穀物についての立法と取引』は、暴動が勃発する1週間前にやっと発売された (Baker, 61)。

しかし、チュルゴーが撤廃しようとした市場規制は、前述のように中世以来の歴史を持つポリスで、民衆が支持していたものであった⁴⁾。従ってチュルゴー改革を支持するコンドルセは、ネッケルを標的にすると同時に、このポリスとも対峙したことになる。

3. コンドルセ

コンドルセの「ピカルディの一農民からN氏への手紙」 *Lettre d'un laboureur de Picardie à M. N* は、ここのN氏とはネッケルのことだとされているので、ネッケルへの直接の批判である。このパンフレットは成功しなかったようであるが (Badinter, 144-5)、ネッケルへの強い批判は、コンドルセの周囲の人たちの眉をひそめさせたようである (Badinter, 144)。

まずコンドルセは、ポリスの伝統的な市場規制を否定する。「あなたは転売を望まない。当局に穀物の販売先がどこかを申告する必要があることは、商業をやる気をくじく」 (*Lettre*, 7)。そして穀物取引の自由には次の利点があるとする。

耕作者が彼らの小麦の絶対的な主人であることが、再生産を増加させることに一層関心を持つから、民衆の利益にもなる。商業が自由であることは、不足しているところに小麦をもたらすので、民衆の利益になる。小麦の商店は、不作の年に、たくわえを用意してくれるから、民衆の利益になる (*Lettre*, 12)。また別のパンフレットでは、穀物取引の自由があつてこそ、売り手買い手が多数となるから穀物価格の上昇を抑えられるし、また大勢の人間が価格を操作しようとして協調するのも困難だと言っている (*Monopole*, 48)。

経済的自由により売り手買い手が多数となり独占が成立しないというのは、スミスと同様の議論である (スミスⅡ、235)。穀物取引の自由が豊凶の地域間格差を調整するだろうという議論は、自由主義者に共通してみられるものである。コンドルセは別の著作でも、繰り返しこのことを述べている。すなわち、商業によって、季節による豊凶の格差が減少する。競争によって地主は高い価格を見つけ、この同じ競争が高い季節の値を下げる、と (*Réflexions*, 129)。また買い手間の競争により、資金の回収に迫られた耕作者は、捨て値

4) 統制主義者にとって、すべての悪は投機的商人や買い占め人の仕業であった。従って、彼らが害を及ぼさないように当局が措置を講じなければならなかった。穀物取引のすべての規制措置は、穀物の出荷制限の防止と買い占めの防止。それは政府の公式の主張であっただけでなく、世論一般の信念でもあった (フォール、上、349-5)。

で売らなくて済む（*Réflexions*, 144）。ただ耕作者が、市場規制が撤廃されたからといって、再生産により熱心になるかという疑問である。取引の自由によって、販路が拡大するから、自由は耕作者の利潤を増大させるといっているが（*Réflexions*, 144）常に飢餓の懸念がある状況下では、技術的に可能な限り、常に生産増に努めているのではないだろうか。また確かに商業が発達するほど、豊年時の余剰作物が消費者を見出す（*Réflexions*, 144）かもしれないが、小麦の小売商が、高値の時、より高くなるのを待って売り惜しみするのではないかというのが、民衆の懸念の一つだったが、この議論ではそれが解決されていない⁵⁾。

次のように述べるのも、同様な疑問がある。コンドルセによれば、穀物が高値の時、ほとんどすべての穀物は商人と富裕な地主の手にある。ほとんどすべてのものは都市にある。農村の住人がそこへ穀物を探しに行くのは簡単にはできない。製粉業者や仲買人がそれを彼らのところへもってきてくれる。だから好きなように誰にでもどこでも売ることのできる完全な自由が、最も必要なものなのだ（*Lettre*, 7）と。ここには売り惜しみの可能性が念頭になり。

コンドルセにとって、民衆が経済的自由主義を理解していないのは、伝統的な偏見にとらわれているからであった。民衆は、彼らが独占者と呼ぶ小麦商人をいつも憎んでいる（*Lettre*, 12）。「もし人々が小麦取引についての偏見を失えば、彼らはほかのことについても同時に啓蒙されうだろう」（*Lettre*, 18）。民衆は「無知」から外へ出るべきなのである（*Lettre*, 19）。略奪に身を任せるのではなく、他人の財産を尊重することを学ぶべきなのである（*Lettre*, 19）。「*sur législation et la commerce des grains* という分厚い本を書いた人（注：ネッケルのこと）は我が国の農村についてもっと注意深く調べるべきだっただろう」（*Lettre*, 19）。

それは、要するに、民衆が偏見にとらわれていて、啓蒙されていないからである。もし民衆が自由に対する偏見をもっていなければ別だが、それは癒しがたいものである（*Lettre*, 8）。民衆は金融業者を徴税役人と、金貸しを高利貸しと呼んで憎んでいるが、こういう偏見は共通の源泉を持っている（*Lettre*, 12）。スミスも同様に偏見という概念でとらえている（スミスⅡ、247）。

この「偏見」という言葉こそが、啓蒙思想のカギ概念の一つで、啓蒙思想家は押しなべて偏見の打破を唱えた。のちにバークが『フランス革命の省察』で、偏見こそが自然なものだとしてこれを擁護したのは、まさに啓蒙思想家に対する正面切っ手の挑戦状といっている。「われわれは、ルソーへの改宗者ではない。われわれはボルテールの弟子ではない。エルベシウスは、われわれの間では少しも発展しなかった。……われわれは、道徳においては、自分たちが何も発見しなかったことをしているし、いかなる発見もなされないと考える。統治の大原理においても自由の諸観念においても、おおくの発見はなされないとわれわれは考える。それらは、われわれが生まれるよりずっと前に、理解されている」⁶⁾。

5) スミスの場合は、売り惜しみすると、新穀が入ってきたとき、余った穀物を捨て値で売らざるを得なくなるから、小麦商人はそういうことをしないというので、コンドルセと違い、一応、理由が述べられている。しかし、前述のように、スミスの議論も疑問が多い。食糧の場合、ほかの商品と違い、新穀が出るまで人は待てないのである。だから、商人はより高値が期待できる。しかしスミスは、まるでいつまでも待てるかのように書いている。

6) バーク、水田洋編、154。半澤孝鷹訳、109。Burke, 137。

「私はこの啓蒙の時代において次のことを告白するほど大胆なのである。われわれが一般に教育されたのではない感情の持ち主であること。われわれが自分たちの偏見をすべて投げ捨てて代わりに、それを大変大事にしていること、さらに恥ずかしいことには、われわれはそれらが偏見であるゆえに大事にしていること、それらが永続し普及すればするほど、われわれはそれらを大事にすることを、私は告白する」⁷⁾。

その偏見の例として、民衆に憎まれた耕作者や小麦商人ついでに様々な民話が紹介される。小麦が一袋60フランまで上がらなかったら、太鼓になってやるといった耕作者の腹が突然膨れて太鼓になり、両腕がばちになったとか、小麦商人が、飢饉を起こすため、小麦を隠した魔法使いのところへ悪魔によって連れていかれたとか、ほかにもそうした何百ものばかげた話を吹き込まれ、若者が暗記しているが、それが学校を出た後の唯一の教育というのが実情だという (*Lettre*, 14)⁸⁾。

こういう規制、こういう法律は必ずバカ者どもの称賛を引き寄せる。バカ者が大多数であるから、禁止の法律は、指導者にとっては栄光となり、下の者にとっては利益となるという (*Monopole*, 42)。

のちにコンドルセが教育問題に没頭するのも、こういう下地があったからだと思われる。民衆を教育によって啓蒙しなければならないというわけである。それは、穀物問題の局面では、モラル・エコノミーの否定でもある。コンドルセは、小麦をあるところから取って、自分たち望む値段を支払うことが許されているという意見が一般の意見になるのを見たとも言っている (*Lettre*, 11)。これは民衆による価格設定のことで、モラル・エコノミーの範疇に属することである。しかし、コンドルセは、それは、民衆を誘惑し、惑わせることが容易であることを証明している、という (*Lettre*, 11)。つまりコンドルセにとって、民のモラルというものは、偏見に属するものであった。

これに関連して、コンドルセが食糧暴動について述べていることには興味深い点がある。「私はしばしばこの哀れな民衆が穀物のために激情にかられるのを見たことがある」。「反乱の先頭に立っているのは、最も不幸な人々ではなく、最も恥知らずな連中だった。彼らに続いた者たちは、飢えではなく、吹き込まれた怒りに引きずられていったのだ。」「もし飢えた人間なら、パン、小麦粉、小麦を運び出し、それを自分の藁ぶきの家へもって行って、急いで命をつなぐのに必要な食べ物をそれで作るだろう (*Lettre*, 9-10)。

そうする代わりに、彼らは、ある時は穀物商人の家具を略奪した、というのもこの商人は1スチエ当たり60フランでないと小麦を売らないという話を聞いていたからである。またある時はパンを安価で売ってくれる安上がりな製粉所を破壊した。というのもパン屋がこの者が小麦に粘土を混ぜたと断言したからである。別の者は教会関係者の小麦をとった。なぜなら彼らが言うには、教会の財産は貧民のものだからである。そういうわけで彼らは20分の1税を支払わない。あるものは力づくで小麦を運び出し、彼らが欲する値段で支払った。なぜなら彼らは生きる権利を持っているからだ」 (*Lettre*, 10)。

7) パーク、水田洋編、155-6。半澤孝磨訳、110-111頁。Burke, 138。

8) なおスミスも、買い占めと先買いについての世間の懸念は、妖術についての恐怖や疑惑に比肩できるといっている (スミスⅡ、249)。

この記述はアンシャン・レジーム期の食糧暴動の特徴をよくとらえている。まず、暴動を起こしているのが、決して飢えた者ではなかったことである。これはイギリスでも同様で⁹⁾、18世紀のヨーロッパの食糧暴動の特徴の一つといえるかもしれない。彼らが「怒り」から暴動に参加したこと（それは彼らは何らかの規範を持っていて、それに反したことが行われたと考えたことを示唆しているだろう）。小麦に混ぜ物がしてあったという噂は、当時の暴動の背景によく見られたものである¹⁰⁾。

またこの時代の食糧暴動の特徴として、民衆による価格設定および販売強制がみられるが、コンドルセはそれを記録している¹¹⁾。小麦粉戦争の時、こうしたことがしばしば見られた。小麦粉戦争においては、それに先立つ時期の多くの類似した事件と区別されるひとつの共通の特徴を、すなわち、民衆自身によるパンの公定価格の決定という特徴を持っているといわれる（フォール、上、433-4）。例えば、最初の事件である4月27日に起こったボーモン＝シュール＝オワーズでは、王国検事代理の報告書によれば「反乱は民衆のなかの何人かの女と荷役人夫によって引き起こされ、彼らは、自分たちで小麦の値段を決めて、商人たちのいないうちに、そこにいたすべての者にそれを売ってしまった」（フォール、上、436）。さらに4月29日のポントワーズでは、群衆は自分たちで小麦の公定価格を決めるつもりであった。略奪という現象は、たとえそれが実際に大きな展開を見せたとしても、あくまで付随的な現象で、民事代官デモンチオンの公定価格が出されたのちは、騎馬憲兵隊の一下士官の手に掌握されていた多くの暴徒が、先に奪っていった小麦の代金を支払いに来たのであった（フォール、上、440）。

そして興味深いのは、民衆が「生きる権利」がある、と述べていることである。つまり彼らはこの権利意識に基づいて、価格設定や販売強制を行ったのであるが、コンドルセはそれを報告しつつも、否定的にとらえているように思われる。

そしてコンドルセは、民衆に、略奪する権利はないとか、安売りしている製粉業者は粘土を混ぜていないとか、修道士の財産は、政府がそれを彼らにゆだねている限り、彼らのものだとか、30フランする小麦に12フランしか払わないことは、この小麦の所有者のポケットから18フランをとることになるといって説得しても無理だろう、という（*Lettre*, 10）。偏見は癒しがたいものである。

コンドルセによれば、暴動が起きる原因はパンの必要性ではない。それは民衆が、暴動を起こしても罰せられないと思っているからであり、政府がパンを安価に維持する義務があると確信しているからであり、暴動の首謀者が略奪を期待しているからである。暴動がおこると、官吏は最初用心をするが、やがて恐怖にとらわれてしまう。もし民衆が、政府は倉庫を力づくで開けさせるように決して口出しはしないこと、小麦を差し押さえないこと、そうする権利はないことをしっかり知っていれば、また暴動の首謀者が厳しく罰せられることを知っていれば、そして官吏が勇気を持っていれば、暴動はもう起きないだろう、という（*Monopole*, 45）。

9) 「食糧一揆の中心にいたのは困窮する労働者というより、一定の熟練を身につけ、高給をとる能力をもち、十分な食事をしている民衆であった」（近藤、134）。

10) イギリスによる例は、近藤、166。

11) イギリスによる例は、近藤、149以下。

ここではコンドルセは、従来、統治者側も認めていた穀物の安価な供給の責務を否定し、つまり従来のポリスを否定し、明確に民のモラル（モラル・エコノミー）を否定し、そしてそういう責務があったから暴動の鎮圧も手ぬるかったわけだが、チュルゴー同様、断固たる鎮圧を要請している。その意味で、コンドルセは近代の新たな価値の唱道者の一人なわけである。

4. ネッケル

コンドルセは、民衆が小麦について抱いている偏見の一つとして、小麦が高いとすれば、それは外国に輸出したから、と考えていることをあげている（*Lettre*, 15）。民衆がこのバカげた中傷を信じるのは理由があるという。輸出が法律によって禁止されていたのは、それほど昔ではないからだ（*Lettre*, 15）。1760年代に、制限付きで穀物の輸出が認められたことがあったが、ここはそれを指している。

ネッケルは穀物輸出に反対したが、その根拠は人間心理が経済に及ぼす影響を重視したものであった。

ネッケルによると、当時フランスの人口は2千4百万人で、1年間で約4千8百万スチエの小麦を消費するという（1スチエは156リットル）。それは、人は毎日平均して一人当たり1リーブル半から1リーブルと4分の1のパンを必要として計算したもの（1リーブルは500グラム）である（*Necker, première partie*, 59）。

1764年から3年間、自由の法が実施され、フランスから流入したより120万から150万スチエ多く小麦が流出したが、それは1年あたり40万から50万スチエで、年消費量の100分の1になるかならないかである。それはさほど危険性があるとは見えないかもしれない。それはせいぜい25万人分の食糧である（*Necker, première partie*, 58）。しかし1764年の勅令によって引き起こされた輸出のささやかさを強調すればするほど、自由の弊害を知らしめることになる（*Necker, première partie*, 60）。というのも若干の穀物の輸出が価格の大変動を引き起こすのに十分だからである（*Necker, première partie*, 61）。

それは次の理由による。穀物の供給量と需給量が等しくても、地域間の不釣り合い、時期による不均衡があるので、欠乏は免れないことがある（*Necker, première partie*, 65）。だから地主の手に、余分な穀物がないと、自分の労働で暮らしている人は、絶えざる欠乏状態にあることになる（*Necker, première partie*, 65）。

自由主義者なら、ここから不均衡是正のための穀物取引の自由を主張するのであるが、ネッケルの場合は少し違い、この余剰の重要性によって、穀物貿易の無制限な自由の主要な不都合が、そしてそれを制限しなければならない必要性がわかる、という（*Necker, première partie*, 66）。

例えば100万人がいてパン100万個を日々必要とし、商人がそれを毎日もたらせば、価格は動かない。しかしたった1個や2個のパンが不足しても欠乏の恐怖から、買い手が殺到し、商人は価格を2倍も3倍も上げる（*Necker, première partie*, 66-67）。パン売り業者が、パンが足りないのではないかという懸念を利用して。実際はほぼパンがあっても（10万人分に

9万9千のパンがあっても、少なく見せ、高く売ろうとするからだ。結局、価格は、商人がパンがたくさんあると何度も見たことがないと、そして売り急がなければならないと思わない限り、妥当な値に戻らない（Necker, première partie, 67）。

かくして小麦の非常に少ない輸出が（全体の消費量の100分の1でも）実際の不足はなくても、価格を2倍に押し上げるのに十分なのだ。穀物に余剰があることは重要で、それは民衆が漠然と抱いている考えの中にある。これが、ほかの食料と違い、穀物が大きな価格変動にさらされる理由である（Necker, première partie, 68）。

コンドルセのネッケルの批判のパンフレットには、またアダム・スミスの「穀物貿易および穀物法にかんする余論」にも、こういう消費者心理に注目した議論は出てこない。彼らは国民経済全体の需給関係のみを考えている。ネッケルは需給がほぼ一致していても、生存に直接かかわる食糧の場合、パニックが起きやすく、またそれによって異常な高値になりやすいと言っているのだ。それを防ぐには、食糧が十分あるということを入々が納得すること、つまり目の前に山積みになっているのを人々が見て、安心することが必要だと言っている。実際、今日の石油ショックにおける経験に照らしてみても、ネッケルの言っていることのほうが正しいように思われる。

ネッケルは続けて、必要物の欠如は、その懸念の一番小さい商品の場合でも、単に心地よい商品が奪われるという可能性が最も高い場合よりも、精神にずっと強く作用する、以上が、この種の主題の著作に欠けている点だ、という（Necker, première partie, 69）。売り手の力を抑えるために、余剰が必要なのである。

コンドルセの場合、民衆は穀物商人に憎しみを抱いているが、商人が小麦を買い、倉庫に保存すると価格を上げることになる。しかし本当は、彼はすぐに売るので、価格は下がるといい、深刻な価格上昇は生じない（*Monopole*, 43）。この見方はスミスと通底しているが、果たしてそうなるかは疑問である。さらに民衆にとって重要なのは、穀物価格が高いか低いかということではなく、それが大きく変動しないことだ、という。賃金は小麦の平均価格ではなくて、通常の価格に基づいて決められるからだ（*Monopole*, 44）。穀物価格が低いと、地主や借地農は農業労働者を雇わないので、民衆は仕事に事欠くようになる、（*Monopole*, 44, Note 1）。コンドルセが穀物価格と労働需要との関係に着目したのは、興味深い。しかしこの考えは民衆にとってあまりに複雑すぎて、小麦商人に食糧の高価の原因しか見ない、という（*Monopole*, 44-45）。その唯一の解決策は、大勢の人たちによって商業が営まれることで、商人はそれぞれある数の民衆を雇うだろうから、民衆の中にも商業を擁護する者が大勢いるだろう、と楽観的なことを述べている（*Monopole*, 45）。

5．結び

ネッケルは、ほかにも、海外交易では製造品で土地生産物を買うのが有利で、それは人口増につながるとか、興味深いことをいろいろ述べているが、コンドルセは、ネッケルを名指したパンフレットではそれらの点には触れず、前述の批判のほか、次のように批判した。

あなたは、我々は農業に従事する借地農や耕作者の賃金を現金で払うというが、それは正

しくない (*Lettre*, 21)。

あなたはほとんどすべての村に市場があるというが、それはこの国では正しくない。市場から市場まで5から6リュウの距離があるのがしばしばだ (*Lettre*, 21)。

あなたは市場を持たない村の住民は年に4、5回小麦を買いに行くと想定しているが、あなたは、村人は少量ずつ買って、40回か50回になることを知らない (*Lettre*, 21)。

あなたは、村の消費者がこれだけの分量の小麦をほかの食料品と一緒に持ち帰るのが全然邪魔にはならないと付け加えるが、そうすると、彼らは食料品に加えて500リーブルもの重さのものを持ち帰るのが邪魔でないということになるのだ。あなたは、食料品は20リーブルにならないというが、実際は50から60リーブルを背負わなければならない (*Lettre*, 21-2)。

あなたはもし市場でのみ売ることを強制されないなら、町の人は小麦を求めに田舎から田舎へ行かねばならなくなるというが、ほとんどすべての町でパン屋で食を得ていること、ほとんどすべての町に小麦商人の店と地主の穀物倉庫があること、そして小麦が高値の時には田舎を養っているのは、そちらのほうだということをあなたは知らないのだ (*Lettre*, 22)。

こういう年には、小麦は州から州へ海路で運ぶことが、國務諮問会議の命令で認められていることをあなたは知らないのだ (*Lettre*, 22) 等々。

そして著者の架空の農民が自分の手紙の控えがあるというて、それを転記する形で「空気を吸うように、生存に必要な食糧が、自由に流通しますように」 (*Lettre*, 25) と述べる。

これは、ネッケルの比較的緻密な経済論と比べると、素朴に思われる上、事実認識の上でも疑問がある。たとえば村人は、必要に応じて小麦を買いに行くだろうから、回数がそれほど問題になるとも思われないし、市場で穀物を販売することを義務づけている市場規制について、町に穀物倉庫があるというが、その穀物は農村から搬入されたものだろう。

いずれにせよ、「善良なコンドルセ」が、ネッケル攻撃のパンフレットを書いたことが周囲の人には驚きだったようである。以後、次第に論争家として、さまざまなパンフレットを書いていく。

参考文献

原典

Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat 1775 (1968), *Lettre d'un laboureur de Picardie à M. N.*, in *Oeuvres*, Tome XI, Stuttgart, Frommann Verlag.

Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat 1775 (1968), *Monopole et monopoleur*, in *Oeuvres*, Tome XI, Stuttgart, Frommann Verlag.

Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat 1776 (1968), *Réflexions sur le commerce des blés*, in *Oeuvres*, Tome XI, Stuttgart, Frommann Verlag.

Necker, Jacques 1755. *Sur législation et la commerce des grains*. Second Edition, Paris, Pissot,

スミス、アダム 1978。『国富論』Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、大河内一男監訳、中公文庫。

パーク、エドモンド 1790。『フランス革命の省察』 Reflection on the Revolution in France. 水田洋編『パーク マルサス』中央公論社、昭和44年、エドモンド・パーク『フランス革命の省察』半澤孝麿訳、みすず書房、1978年。Edmund Burke, *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Oxford, Oxford University Press, Volume VIII, 1989.

研究書

- Badinter, Elizabeth et Badinter, Robert 1988. *Condorcet (1743-1794), un intellectuel en politique*, nouvelle édition revue et augmentée, Paris, Fayard.
- Grange, Henri 1974. *Les idées de Necker*, Paris, Klincksieck.
- Baker, Keith Michael 1975. *Condorcet, From Natural Philosophy to Social Mathematics*, Chicago and London, The University of Chicago Press.
- Kaplan, Steven L. 2015. *Bread, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV*, London, Anthem Press.
- Thompson, E. P. 1993. *Customs in Common*, London, Penguin Books.
- Williams, David 2004. *Condorcet and Modernity*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 音無通宏 1998。「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー」『経済学史学会年報』36。
- 近藤和彦 1993。『民のモラルー近世イギリスの文化と社会』山川出版社。
- 田北廣道 1997。「中世後期ケルン空間における経済・社会・制度ー社会統合論としての「市場史」研究にむけて」『社会経済史学』63巻2号。
- 竹本洋 2005。『国論を読むーヴィジョンと現実』名古屋大学出版会。
- フォール、エドガール 2007。『チュルゴーの失脚ー1776年5月12日のドラマ』上、下、渡辺恭彦訳、法政大学出版局。
- ホント、イグナティエフ篇 1990。『富と徳ースコットランド啓蒙における経済学の形成』水田洋、杉山忠平監訳、未来社。
- 山田雅彦 1999。「ヨーロッパの都市と市場」佐藤次高・岸本美緒編『市場の地域史』（地域の世界史9）山川出版社。
- 山根徹也 2003。『パンと民衆ー19世紀プロイセンにおけるモラル・エコノミーー』山川出版社。